

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 神戸市 (28100) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 神出地区 (山西集落) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月13日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、山西地区では、主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。農地の多くは農業の担い手が引き受けているが、後継者が不在な農地も点在している。
 ・高齢の農家と人口減少で、法面や畔等の草刈り作業が困難になってきた。また、草刈り作業に多大な時間がとられ本来の農作業ができない。
 ・営農組織のスタッフの高齢化と人材不足で今後の管理に不安がある。
 ・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきている。
 ・イノシシが耕作地を荒らすなど被害が大きくなってきているが、電気柵などを設けるにあたり資金面で課題がある。
 ・パイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要である。
 ・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし現状を維持しながら農福連携をすすめる。
 ・山西地区だけでは面積や担い手に限界があるため、隣接している集落と集約や大区画化を検討する。
 ・ため池や水稲の水管理のIT化に向けた検討を行う。
 ・イノシシ、ジャンボタニシ、ヌートリア、カラス、アライグマ、カメムシといった鳥獣害・虫害対策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 20.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 20.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| | | | | | | | | | |
|--|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 | | | | | | | | | |
| ・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。 | | | | | | | | | |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 | | | | | | | | | |
| ・農地バンクに貸し付けを行いながら、農業を続けることが難しい「保全地エリア」、営農をする人のための「農地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。 | | | | | | | | | |
| (3)基盤整備事業への取組方針 | | | | | | | | | |
| ・必要に応じて検討する。 | | | | | | | | | |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | | | | | | |
| ・面識がない方への貸し借りは不安があるため、関係機関と連携をしながら新規就農者の発掘と受け入れを行う。また、事業者とのマッチングの機会を設ける。 ・福祉事業者に農地の管理作業を委託する。 ・営農組織や企業といった担い手の意向を確認しながら、農地を集約および大区画化を検討し、効率のよい農業を協働で目指す。 | | | | | | | | | |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 | | | | | | | | | |
| ・効率化が期待できる作業などは、福祉事業者に部分的な委託をすすめる。 | | | | | | | | | |
| 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |
| 【選択した上記の取組方針】 | | | | | | | | | |
| ・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。 | | | | | | | | | |